

はじめませんか？

各戸回収方式による資源集団回収を！

集団回収とは？



ご家庭から出る新聞・雑誌・段ボールや古布などの資源を、町会、子ども会などの住民団体が、ボランティアで回収し、再生資源業者に引き渡す方法です。

たくさん集めて、まとめて再生資源業者に引き渡すことにより、立派な資源として活かすことができ、ごみの減量につながります。

各戸回収方式による資源集団回収とは？

各戸回収方式とは・・・

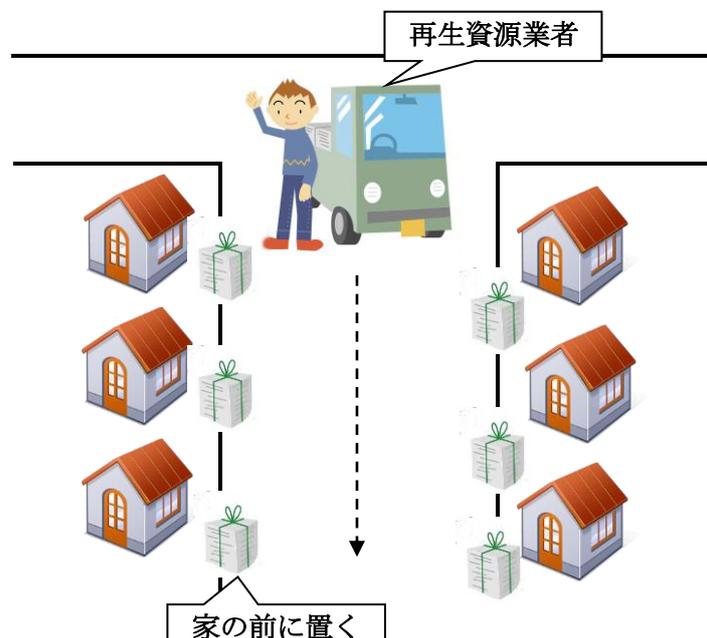
回収地域を定め、指定された日時に各家庭が家の前に古紙等を出し、それを再生資源業者が直接回収に回る方法です。

各戸回収方式のメリット

- ① 世話役の負担の軽減が図れます。
- ② 集積場所の確保が不要です。
- ③ 古紙等を家の前に出しておくだけで回収されます。

どの地域でも
資源集団回収が
実施しやすい！

<イメージ図>



はじめるには

- ① 団体で話しあって決めましょう。
 - ★役割分担を決めましょう。(例えば、会計、広報担当等)
 - ★回収品目・再生資源業者・回収日等を決めましょう。
 - ※再生資源業者リストは環境局ホームページ (URL: <http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000009027.html>)
 - 掲載場所:大阪市ホームページ>大阪市市民の方へ>ごみ・リサイクル>家庭ごみの減量・リサイクル>資源集団回収活動について) に掲載しています。



- ② 団体登録をして大阪市から支援を受けましょう。
 - ★団体登録しましょう。
 - 集団回収に登録できる団体は・・・
 - 町会、子ども会などの営利を目的としない10世帯以上で構成する団体
 - 受付窓口は・・・
 - お住まいの地域を担当する環境事業センター (下記参照)
 - 登録に必要なものは・・・
 - 登録申請書 (支援金を受け取る時には、住民団体名義の預金口座が必要です。)
 - ★報奨金・奨励金の支給を受けましょう。
 - 支援を受けるために・・・
 - 毎年4月からの1年間の回収実績を報告しましょう。
 - (再生資源業者発行の伝票 (原本) の添付が必要)
 - 報奨金・奨励金の請求手続きをしましょう。

支援内容

報奨金 年額5,000円
 奨励金の支給 年間の古紙回収量に応じて奨励金を支給します。
 奨励金の金額 奨励金の金額の算出は、下記の図のとおりです。

◆奨励金 (支給限度額70万円)

年間回収量	15トンまで	15トン超～30トンまで	30トン超
金額(1キロ)	1.5円	2円	3円

例:年間回収量が35トンの場合 $15\text{トン} \times 1.5\text{円} + 15\text{トン} \times 2\text{円} + 5\text{トン} \times 3\text{円} = 67,500\text{円}$

例:年間回収量が25トンの場合 $15\text{トン} \times 1.5\text{円} + 10\text{トン} \times 2\text{円} = 42,500\text{円}$

例:年間回収量が12トンの場合 $12\text{トン} \times 1.5\text{円} = 18,000\text{円}$

お問い合わせ・登録受付

			中央区・浪速区	中部環境事業センター出張所	6567-0750
北区・都島区	北部環境事業センター	6351-4000	西区・港区・大正区	西部環境事業センター	6552-0901
淀川区・東淀川区	東北環境事業センター	6323-3511	東成区・生野区	東部環境事業センター	6751-5311
旭区・城東区・鶴見区	城北環境事業センター	6913-3960	住之江区・住吉区	西南環境事業センター	6685-1271
福島区・此花区・西淀川区	西北環境事業センター	6477-1621	阿倍野区・西成区	南部環境事業センター	6661-5450
天王寺区・東住吉区	中部環境事業センター	6714-6411	平野区	東南環境事業センター	6700-1750